

10月・11月は 差し押さえ強化月間

市では、税負担の公平性と累積滞納額の縮減を図るため、10月から11月の2か月間を「差し押さえ強化月間」として滞納整理を強化していきます。

今回は、市の滞納整理の方針と取り組みについてお知らせします。

税務課管理収納係 ㊦㊧ 1132
特別滞納整理係 ㊦㊧ 1136

滞納の現況

長引く景気低迷などから、市税などの徴収率は平成3年度の92・3%（現年課税分97・6%、滞納繰越分29%）をピークに、平成17年度には71・6%（現年課税分92・9%、滞納繰越分16%）まで下降しました。

また、累積滞納額も、市税が約11億5千万円、国民健康保険税が約3億3千万円と市財政を圧迫しました。

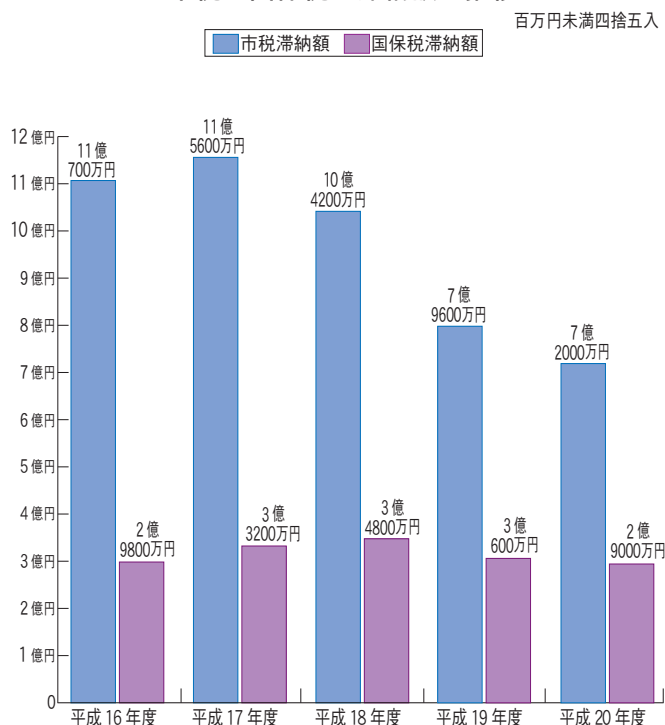
このような状況を打開するため、平成18年度に税務課内に「特別滞納整理係」を設置してさまざまな取り組みを行った結果、20年度の累積滞納額は、市税が約7億2千万円、国民健康保険税が約2億9千万円となっています。

滞納処分重視の滞納整理

以前は、訪問徴収による収納業務を実施していましたが、9割以上のかたが自主的に納付していただいていることから、訪問徴収は不公平ではないかという考え方により「特別滞納整理係」の設置を機に、自主納付の推進を図ってきました。

また、滞納整理の方針をこ

市税・国保税の滞納額の推移



これまでの「納税交渉重視型」から「滞納処分重視型」へと転換し、不動産、給料、預金、生命保険、出資金などを19年度235件、20年度218件と2年間で計453件の差し押さえを行い、約5,000万円を滞納市税などに充当しました。

果、48物件が落札され約940万円を滞納市税などに充当しました。

また、滞納整理が困難な案件を三重地方税管理回収機構（※1）へ2年間で37件移管し、79件の差し押さえや公売を行うなど約3,400万円を回収しました。

※1 三重地方税管理回収機構
滞納案件を県内全域の市町から引き受け、差し押さえ、公売などの滞納処分を前提に市町税の滞納整理を専門的に行う広域的な組織です。

さらに、税収を確保するための最終的な処分となる公売では、家具、美術工芸品などの動産や宅地、建物、山林、畑などの不動産の地元公売や、インターネット公売システムを活用しながら、2年間で16回実施しました。その結

**市滞納整理特別対策本部
の取り組み**

低下し続ける収納率に歯止めを掛けるため、平成16年度から「鳥羽市滞納整理特別対策本部」を設置し、課長補佐級以上の職員による滞納者宅への電話催告や夜間の戸別訪問などに取り組んでいます。

また、20年度には、現年分の納付約束が守られていないかたに対して差し押さえ予告通知を発送し、なお、納付がない場合、差し押さえ処分を行いました。

こうした取り組みにより、平成20年度の徴収率は、81・

※2 **延滞金**

延滞金とは、市税や国民健康保険税が本来の納期限までに完納されなかった場合に、その遅延した税額および期限に応じて課せられるものをいいます。

延滞金の金額は、原則として、本税の納期限の翌日から起算して本税を完納する日までの期間の日数に応じて、その未納の本税の額に年14.6%（ただし、一定の期間については年4.5%：10月1日現在）の割合を乗じて計算した金額です。

年14.6%は日歩（※3）4銭となり、1万円滞納すると1日4円、10万円滞納すると1日40円、100万円滞納すると1日400円の延滞金が課されます。仮に10万円滞納し1年間経過すると14,600円の延滞金が課されることになります。

※3 日歩 利息計算期間の単位を1日として定めた利率。

**差し押さえ強化月間の
取り組み**

5%（現年課税分93・4%、滞納繰越分27・4%）に回復しましたが、まだまだ全国的にも低い水準で、大変厳しい状況にあります。

平成21年度は、滞納繰越の増加を未然に防ぐ対策として、督促状発送直後の電話催告を実施しています。

税は公平に課するだけでなく、公平に徴収しなければなりません。滞納整理の目的は、納税秩序の維持や税負担の公平を確保することにあります。再三にわたる催告を行って

放置しないで相談を！

るにもかかわらず、納付意志を示さない滞納者に対して、差し押さえ処分を行います。

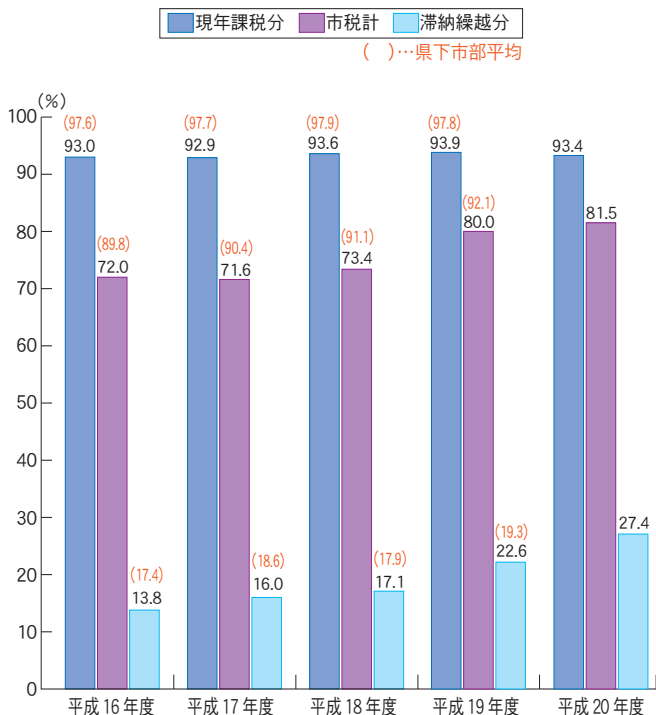
具体的には、滞納者の財産調査を行なう一方、「差押事前通知書」の送付による予告を行い、注意を呼び掛けます。それでも予告期限までに連絡や納付がない滞納者に対しては、預貯金、給与、売掛金、生命保険、不動産などの差し押さえを実施します。

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることができない場合には、納税計画を確実に守っていただくことを条件に、法律の範囲内で納期を延ばしたり、分割して納付したりすることがあります。

何もせずに未納をそのまま放置しておく、延滞金（※2）の支払い・差し押さえ・公売などの不利益を受けることとなりますので、早めに相談してください。

市税などは、市の貴重な独自の財源です。みなさんも、市税などの期限内納付にご理解とご協力をお願いします。くわしくは、管理収納係か特別滞納整理係へ問い合わせてください。

市税徴収率の推移



差押件数と効果額の推移（参加差押含む）

